

議第百十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表二の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同表三の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項イ及びロ中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表四の項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項備考中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表五の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

